

総行福第 159 号  
令和 5 年 6 月 13 日

地方職員共済組合理事長  
(地方共済事務局、団体共済部扱い)  
東京都職員共済組合理事長  
全国市町村職員共済組合連合会理事長

殿

総務省自治行政局公務員部福利課長  
(公印省略)

### 年金受給者に係る正確な個人番号の登録について

今般、共済年金受給者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 号に規定する「個人番号」をいう。以下同じ。）を取得するにあたり、誤った情報をもとに地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に照会（以下「J-LIS 照会」という。）を行い、かつ当該照会結果の適切な確認が行われなまま、本人とは異なる個人番号を取得し、基礎年金番号に紐付け、中間サーバに年金情報を登録したことにより、別の方の年金情報が第三者に閲覧されるという事案が発生いたしました。

つきましては、既登録データを総点検するとともに、このような事案の再発を防止するため、貴組合及び連合会においては、下記の点に御留意のうえ、適切に対応していただくようお願いいたします。全国市町村職員共済組合連合会におかれましては、構成組合に周知をお願いいたします。

### 記

#### 1 既登録データの総点検

以下の方法により、正しい個人番号が登録されていることを確実に点検することとし、7 月末までに必要な点検を終えてください。なお、点検結果の報告については別途お知らせします。

- 個人番号をもとに J-LIS 照会を実施した上で、照会結果の 5 情報（漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別及び住所をいう。以下同じ。）が本人の 5 情報と一致することを確認すること。
- 上記により確認できないものについては、本人の個人番号を確認できる資料（マイナンバーカードの写しや個人番号が記載された住民票の写し）の提供を求める等により確認すること。

なお、点検の過程において、個人番号の誤登録を検知した場合は、適切に修正等の対応を行ってください。

## 2 新規の誤り事案の発生の防止

年金情報の中間サーバへの登録は、以下の方法により、正しい個人番号を確認した上で実施してください。

- ・ 資格取得・裁定請求の際の個人番号の記載を徹底すること。なお、このために必要な省令改正を予定しているが、それまでの間も、個人番号を記載いただくことに努めること。
- ・ 提出いただいた個人番号が正確かどうかを確認するために、全件にわたりJ-LIS照会を実施し、登録データとJ-LISのデータを照合すること。

以上

総務省自治行政局公務員部福利課企画係

担当：本橋、北村

電話：03-5253-5557（直通）